

～新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ～

## 大治町長選挙及び大治町議会議員補欠選挙 投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

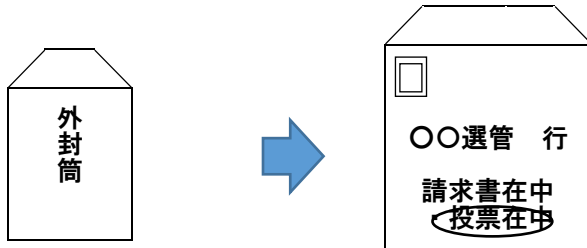
- ① 投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。
- ② 一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ③ 記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



- ④ 外封筒を、更に大治町選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ⑤ 返信用封筒を、更に大治町選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。  
※消毒しやすいよう、透明のケース、袋等への封入にご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある等名のケースや袋に入れ、テープ等にて密封し、表面を消毒してください。

- ⑥ 同居人、知人等（患者ではない方）に投函を依頼してください。  
※ 同居している方へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。投函する方は、忘れず速やかに投函してください。  
※ 濃厚接触者の方がポストに投函することは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。上記感染防止対策にご協力をお願いします。（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。